

---

## 15 広域計画の期間及び改定に関すること

### 【経緯】

地方自治法第291条の7の規定により、広域連合は議会の議決を経て広域計画を策定することとされています。

諏訪広域連合の広域計画は平成13年度から始まり、平成18年度に第2期計画、平成23年度に第3期計画を策定しました。

#### ○計画期間

- ・第1期 平成13年度～平成18年度
- ・第2期 平成19年度～平成23年度
- ・第3期 平成24年度～平成28年度

### 【現状と課題】

広域計画は、広域連合の処理する事務事業について方針を示すものであり、計画に基づき各種事業が行われます。

社会情勢の変化や法令改正、その他関係市町村との協議などにより、広域計画の見直しが必要となる場合があります。

### 【今後の方針と施策】

第4期となる本広域計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、事務の追加等変更が生じた場合は、議会の議決を経て随時改定していくこととします。